

協定説明書

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（流出解析等）に関する基本協定の締結については、関係法令に定めるもののほか、この協定説明書によるものとする

1. 公告日 令和3年1月27日

2. 基本協定締結者

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 柄沢 祐子
福岡県直方市溝堀一丁目1番1号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（流出解析等）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

この協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害対策の業務に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 基本協定期間

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、協定締結者の同意を得たうえで、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施するものとする。

(4) 基本協定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

なお、本協定は継続される場合がある。

(5) 基本協定締結業者の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価して決定する。

(6) 基本協定の継続について（令和4年度以降の協定手続き）

① 令和4年度以降の「遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（流出解析等）に関する基本協定」は、協定締結者の継続希望及び遠賀川河川事務所が実施する継続審査の結果を踏まえて協定を継続することができる。

② 令和3年度に基本協定を締結している者が、基本協定の継続を希望する場合には、協定期間満了前の2月1日（令和3年度の場合は令和4年2月1日）までに、4. 基本協定締結のために必要な要件の確認、及び5. (1) 評価項目と評価基準により評価を行うため、7. (3) に示す様式-2～様式-3を担当部局に提出することにより、基本協定継続の意思があるものと見なす。

③ 令和4年度以降も新規協定締結希望者の募集を行う。

④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。

- ⑤ 継続・新規協定締結に選定された者については、遠賀川河川事務所のホームページにて協定書有効期限とともに公表することとする。
- (7) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。
- なお、業務内容は被災流量等を算定するための流出解析及び水理解析等を実施する。
- (8) 基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。
- (9) 基本協定（案）は、別添－１のとおりである。

4. 基本協定締結のために必要な要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
- 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていること。
- なお、令和3年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。
- また、基本協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。
- (3) 協定締結参加申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から基本協定締結日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 九州地方整備局の管轄区域（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県）内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 平成22年度以降公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、国、県または市町村等が発注した契約金額100万円以上の流出解析等の実績があること。
- なお、国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
- (7) 平成30年度以降公告日までに完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。
- ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。
- (8) 基本協定に基づく緊急業務に対応する体制として、次に掲げる基準のいずれかを満たす技術者を早急に配置できること。
- ・技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

- ・技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム－業務：計画・調査・設計）
- ・RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

5. 評価に関する事項

(1) 評価項目と評価基準

以下の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

評価の着目点		評価			
部門登録	建設コンサルタント登録等の状況	河川、砂防及び海岸・海洋部門の建設コンサルタント登録がある機関 【A】		河川、砂防及び海岸・海洋部門の建設コンサルタント登録なし 【-】	
近隣地域内業務の実績	過去10ヶ年度＋当該年度（※平成22年度以降公告日までに完了）の流出解析等の実績	遠賀川河川事務所管内*で国、県又は、市町村等の業務実績がある 【A】	遠賀川河川事務所管内*以外の九州地方整備局の管轄区域で国、県又は市町村等の業務実績がある 【B】	左記以外 【C】	
業務成績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係除く）の過去2ヶ年度＋当該年度（平成30年度以降公告日までに完了）の平均点（実績がない場合又は評定通知を受けていない場合は60点）	75点以上 【A】	70点以上 75点未満 【B】	60点以上 70点未満 【-】	60点未満 【C】
地域特性の把握	対象地域内における本店又は支店等営業所の有無	福岡県内に本店又は支店等営業所がある。 【A】	福岡県以外の九州地方整備局管内に本店又は支店等営業所がある。 【B】		左記以外 【C】
技術者保有に基づく信頼度	災害発生等緊急時に早急な対応ができる技術者の配置	・技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） ・技術士（建設部門） ・土木学会認定技術者（特別上級、上級） 1名以上 【A】	・国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム－業務：計画・調査・設計） ・RCCM ・土木学会認定技術者（1級） 1名以上 【B】	左記に該当しない 【C】	

評価の着目点		評 価		
継続的な営業に基づく信頼度	企業の信頼性が確保されることにより災害時対応の円滑な実施を期待するための営業年数の継続性	九州地方整備局の管轄区域において30年以上の営業実績がある 【A】	九州地方整備局の管轄区域において15年以上の営業実績がある 【B】	九州地方整備局の管轄区域において15年未満の営業実績がある 【-】

※遠賀川河川事務所管内とは、北九州市八幡西区、直方市、飯塚市、田川市、中間市、宮若市、嘉麻市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村及び福智町のことを言う。

(2) 評価方法

- ① 提出された申請書に基づき、A評価の数により優先順位を決定する。Aが同数の場合、B評価の数を優先して評価する。
- ② A及びBが同数の場合は、九州地方整備局（港湾空港関係除く）業務成績順（過去2ヶ年度及び当該年度の平均）に順位付けする。業務成績も同点である場合は有資格者名簿の上位順とする。
- ③ C評価があれば非選定とする。
- ④ 応募多数の場合には①～③を考慮し、上位から10社程度を選定することを想定している。

6. 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1番1号
 国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 調査課
 調査課長（内線351）、計画係長（内線354）
 電話 0949-22-1830 FAX 0949-22-2859

7. 資料の作成及び提出

- (1) 基本協定の締結希望者は、次に従い申請書及び資料等を提出しなければならない。遠賀川河川事務所長は、申請書を提出した者の中から本協定を締結できる者を選定する。申請書を提出することができる者は、申請書を提出するときにおいて、4. に掲げる要件を満たす者とする。

なお、提出期間内に申請書及び資料等が提出場所に到達しなかった場合は、本基本協定を締結できない。

- ①提出期間：令和3年1月27日（水）から令和3年2月10日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで
- ②提出場所：上記6. に同じ。
- ③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

- (2) 申請書は、様式-1により作成すること。会社の代表印を押印すること。

- (3) 資料は次に従い様式-2～3により作成すること。

項目	記載要領・留意事項
業務の実績 (企業) (様式-2)	<p>① 近隣地域内業務の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度以降公告日までに完了（再委託による業務の実績は含まない）し、引渡しがすでにある契約金額が100万円以上の流出解析等の実績の中から1件記載すること。 ・業務実績対象発注機関は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 国：国土交通省、国土交通省以外の国の機関、独立行政法人、国所管の公益法人、旧公団（東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) 県：県、政令指定都市、地方公共団体所管の公益法人・公社 市町村：政令指定都市以外の市町村、公益民間企業 ・実績として記載した業務に係わる業務成績評定通知書の写しを提出すること。但し、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部以外の機関が発注したものにあっては、業務成績評定通知書の写しを提出する必要はない。 ・実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号及び平成23年3月28日付け国官技第360号）に基づく業務以外の場合は、この限りではない。また、予決令第85条の基準に基づく価格（調査基準価格）を下回った業務の実績において、業務評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。
企業及び 技術者情報 (様式-3)	<p>②建設コンサルタント登録規程に基づく登録状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川、砂防及び海岸・海洋部門について、登録年月日、登録番号を記載する。その他の部門については記載する必要はない。 <p>③本店又は支店等営業所の所在地と営業年数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方整備局の管轄区域に本店又は支店等営業所が所在する場合、所在地と営業年数を記載すること。 <p>④災害発生時等緊急時に早急に対応ができる技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用する緊急時に早急な対応が可能な技術者を1名記載すること。 ・記載した技術者について、登録等証明書、認定書等資格を取得していることを証明する資料及び申請書の提出期限の日において雇用していることがわかる証明書（健康保険証の写し等）を添付すること。

(4) 契約書等の写し

- 1) 上記(3)①の近隣地域内業務の実績として記載した業務に係わる契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム(テクリス)」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。
- 2) 業務実績がテクリスに登録されていない場合、又は、テクリスに登録されている場合でも、上記(3)①に示した内容が判断できない場合は、契約書及び契約図書等の写しを提出すること。
- 3) 上記(3)①の実績として記載した業務に係わる業務成績評定通知書の写しを提出すること。ただし、当該実績が地方整備局以外の機関が発注したものにあっては、業務成績評定通知書の写しを提出する必要はない。

(5) その他

- 1) 申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- 2) 提出された申請書は、返却しない。

3) 遠賀川河川事務所長は、提出された申請書を、本協定の締結者の決定以外に提出者に無断で使用しない。

4) 申請書に関する問合せ先

6. に同じ。

8. 基本協定締結者の決定方法等

(1) 基本協定締結者の決定方法

申請書を評価し協定締結者として選定した者について、業務実績、災害調査の能力、地域の精通度等を総合的に勘案して、締結者及び担当区間を決定する。

(2) 基本協定締結者への通知

協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、令和3年3月10日（水）を予定している。

(3) 基本協定締結の期日

協定締結の期日については、令和3年3月26日（金）を予定している。

9. 基本協定の非締結者に対する理由の説明

(1) 基本協定の非締結者は、担当部局に対して非締結と決めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

①提出期限：令和3年3月15日（月）17時00分

②提出場所：上記6. に同じ

③提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

（注）FAXで提出した場合はFAX送信後、6. の担当部局へ電話で着信の確認をすること。

(2) (1) の質問に対する回答は、令和3年3月22日（月）までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

10. 協定説明書に対する質問

(1) この協定説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①提出期間：令和3年1月27日（水）から令和3年2月3日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで

②提出場所：上記6. に同じ

③提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

（注）FAXで提出した場合はFAX送信後、6. の担当部局へ電話で着信の確認をすること。

(2) (1) の質問に対する回答は、書面により令和3年2月8日（月）までに行う。

11. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 6. に同じ。

(3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とする。